



ふらっぷ

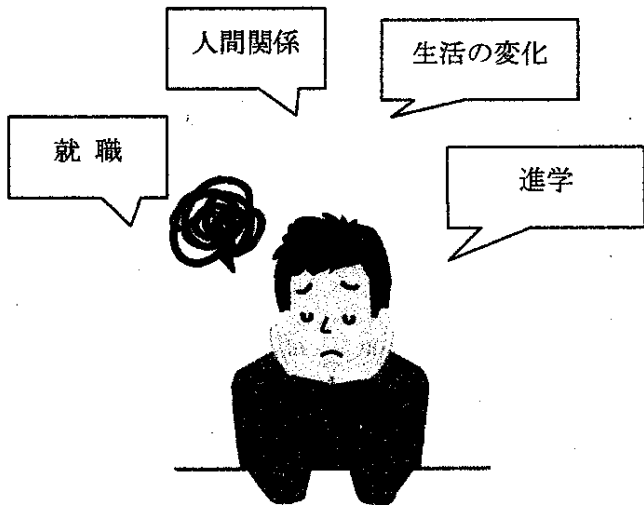
第14号

発行日：平成28年5月15日

発行：宇都宮市青少年自立支援センター

新年度を迎え、進級、進学、就職など、生活に変化があった方もいらっしゃるのではないでしょうか。5月は、新たな学校生活や人間関係、就労や職務の変更などの環境の変化になじめず、悩みを抱えやすい時期です。

青少年自立支援センター「ふらっぷ」では、青少年の相談をお受けしています。一人で悩みを抱え込まず、お気軽にご相談ください。

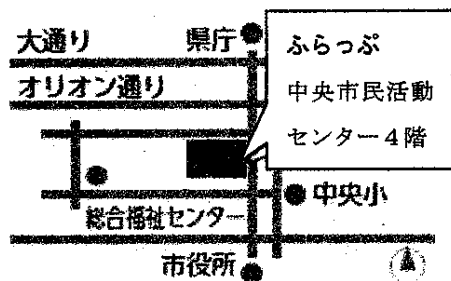


青少年自立支援センター「ふらっぷ」は、人間関係がうまくいかないことや、仕事になじめないこと、就労に至らないことなど青少年の様々な悩みをお受けする総合相談窓口です。

昨年度は147人の方から延べ818件の相談がありました。

悩みを抱えたご本人は、相談することが難しい場合もあります。保護者の方からの相談もお受けしていますので、悩みを抱えこまずに、一度お電話ください。ご家庭の事情に配慮しながら、専門の知識や経験がある相談員が対応します。

◆青少年の総合相談窓口「ふらっぷ」



みない〜こ

◇相談専用電話 **028-633-3715**

◇相談時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時

(但し祝休日、年末年始は除く)

※予約の上お越しください。費用は無料。
※相談内容は厳重に管理されますので、外部に漏れることはありません。

◇所在地

中央1丁目1番13号

中央市民活動センター4階



相談事例を紹介しているふらっぷだよりのバックナンバーをホームページで公開しています。

ホームページ [ふらっぷだより](#)

検索



地域ぐるみで喫煙・飲酒・薬物の未然防止を

～ 非行防止講演会

2月13日(土)に東市民活動センターにおいて「青少年の喫煙、飲酒、薬物乱用の実態とその防止—近年の傾向と新たな課題に着目して—」と題した宇都宮大学教育学部久保元芳講師による講演会を開催しました。

講演では、これまでの調査から、青少年期における喫煙や飲酒は薬物乱用に先行して出現するゲートウェイ(入口)となっている可能性が高いため、青少年の喫煙や飲酒の未然防止に取り組むことが重要であるとの見方が示されました。

また、未成年者がノンアルコール飲料を摂取しても違法ではなく、調査によれば、5人に1人が実際に飲んだ経験があると答えているようですが、ノンアルコール飲料の摂取経験がある子どもは、摂取経験がない子どもと比べて飲酒経験の率が高く、電子たばこについても、電子たばこの経験がある子どもは、経験がない子どもと比べて、喫煙経験の率が高くなっていることを示され、それぞれ飲酒や喫煙の「入口」となっている可能性が示されました。

子どもたちを守るためには、学校等での教育のほか、地域ぐるみで未然防止に取り組むことが必要だとのお話がありました。

身近なところで、子どもたちのためにできることから始めましょう。御協力をよろしくお願いいたします。

携帯電話にフィルタリングを!



新年度を迎え、子どもたちが初めて携帯電話を持つことが増えます。

携帯電話は便利な反面、その使用の仕方を誤ると、インターネットのゲーム等で予想外の課金がされたり、個人情報流出し犯罪被害にあうなどの危険性のある機器であることを忘れてはなりません。

子どもに携帯電話を持たせる場合には、契約の際に各携帯電話会社等のフィルタリングを利用し、子どもが携帯電話をどのように使っているか、関心を持って見ていくことが大切です。

子どもたちの身近な見守り役 「青少年巡回指導員」

宇都宮市では、小・中・高等学校の教員や地区の住民の方、大型店舗の従業員の方227人を青少年巡回指導員として委嘱し、地区の公園や店舗、ゲームセンターなど、青少年が立ち寄る場所において、青少年への声かけや不良行為の指導などを行っています。

近年、非行少年の数は減少が続いていますが、少年の再犯率は高くなっています。初発型非行と呼ばれる「万引き」や「自転車盗」などの犯罪を防ぐことが、重大な非行行為を防ぐことにつながっていきます。

引き続き、子どもたちが非行に陥ることがないように、地域での見守りを継続して参りますので、地域の方に御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

